

## 福島県内の原子力発電所全基廃炉の決定と原発に依存しない社会の構築・再生可能エネルギーの利用拡大を求める意見書

東京電力福島第一原子力発電所事故を契機に、我が国のエネルギー政策は大きな転換を迫られている。特に、原発事故被災県である当県においては、2年が経過した今なおその被害に苦しんでいる。全ての国民が原発のリスクから解放され、あわせて低廉で良質な電力が安定的に供給されることにより安心して生活できるようにすることが、政府における使命であり、課題である。

当県は「原子力に依存しない県づくり」の理念のもと、「再生可能エネルギーの先駆けの地」として復興を成し遂げるべく、県民一丸となって取り組んでいる。その中でも、平成23年9月定例会において、「福島県内のすべての原発の廃炉を求める請願」を採択し、改めて当県の明確な意思を表明したところである。

しかしながら、東京電力からも政府からも、いまだに明確な方向性が示されておらず、原子力災害に苦しむ県民は不安を募らせている。

政府においては、福島復興再生特別措置法第1条に「原子力政策を推進してきたことに伴う国の社会的な責任」と明記されているように、当県の原子力災害からの復興と、県民が求める安全で安心な暮らしを実現するためにも、県内原発全基廃炉を早急に決定する責任がある。

さらに、「脱原発」によるエネルギー政策の転換を図り、新しいエネルギー社会構築の柱となる再生可能エネルギーの導入や新たなシステムの構築について、責任をもって財源の確保や技術提供などに努めなければならない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 国の責任において、当県内の原子力発電所の全基廃炉を早急に決定すること。
- 2 再生可能エネルギーの利用の飛躍的拡大を図るため、税制、補助金、規制緩和、技術革新、国民への意識啓発について、特段の配慮を行うこと。

特に、当県復興のカギとなる「再生可能エネルギーの先駆けの地」の実現に向けて、財源の確保と技術提供を確実にを行うこと。

- 3 家庭・施設における太陽光、蓄電池、燃料電池は、分散型の新たなエネルギー社会の構築に向けた重要な電源要素であることから、その技術開発と普及に向け万全の支援を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成25年3月25日

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  あて  
財務大臣  
経済産業大臣  
復興大臣

福島県議会議長  斎藤健治